

県道拡幅工事による自排草津局の移転について

南部合同庁舎の敷地内に設置されている自排草津局について、局舎横の県道拡幅工事に伴い、敷地内において以下のとおり移転します。

1. 移転対象局

自動車排出ガス測定局 自排草津局（草津市草津三丁目 14-75 南部合同庁舎敷地内）

2. 新たな移転場所について

以下に示す、南部合同庁舎内（現在地より 15m ほど北東側）



3. 移転先の場所における自排局としての可否について

大気汚染常時監視マニュアルにおいて示されている、場所の選定における留意事項の比較結果は以下のとおりであり、留意事項を満たしていることから、移設先は自動車排出ガス測定局の設置場所として適切な場所であると言える。

マニュアルにおける留意事項	移設先の状況
① 道路端から 10m 程度以内。	① 道路端から 8m 程度
② 川岸のように下降気流が発生するところなど特異な地形や気象条件が起こる場所を避ける。	② 国道の真横であり、特異な地形や気象条件が起こる場所ではない。
③ 吹き溜まりや乱気流の発生する場所を避け、樹木による汚染物質の減衰に注意する。	③ 周辺に建物や樹木はなく、特異的な風の影響等や汚染物質の減衰を受けない場所である。
④ 中高層建物が立ち並ぶ地域では、気流の乱れが大きいため、影響の少ない地点を選定する。	④ 周辺に中高層建物はなく、気流の乱れを受けない場所である。

4. 今後の予定：令和元年 11 月頃 移転